

令和8年度語学指導等を行う外国青年招致事業に係る 外国語指導助手（A L T）派遣業務仕様書

1 派遣業務の名称

語学指導等を行う外国青年招致事業に係る外国語指導助手
(A L T) 派遣業務

2 事業の目的

千葉県教育委員会（以下「県教委」という。）が昭和62年度から実施している語学指導等を行う外国青年招致事業のうち、外国語指導助手に関する業務の一部を民間会社が担うことにより、更に充実させることを目的とする。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 派遣業務内容

- (1) 県立学校における外国語及び国際教育に関する授業の補助
- (2) 県立学校の特別活動や部活動を含む授業外の活動における外国語の指導
- (3) 授業の補助や外国語の指導に係る担当教員との打合せ
- (4) 外国語及び国際教育に関する授業の指導計画や教材等の作成支援、教授法や言語活動等に関する情報提供
- (5) 児童生徒の評価に係る業務補助
- (6) 県教委等が主催する外国語能力コンテストにおける審査
- (7) 県教委等が主催する外国語担当教員の研修等における効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
- (8) その他県教委が必要と認め、派遣元が合意する業務

5 外国語指導助手の資格条件

外国語指導助手とは、次の(1)～(7)の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国法令を遵守すること
- (2) 出入国管理法及び難民認定法に定める公教育活動に従事するのに適切な「在留資格」を有すること
- (3) 大学の学士号取得者であること
- (4) 語学教師としての資格を有する者又は英語教育に熱意がある者
- (5) 英語（又はその他の指導言語）を母語とする者又は同等の能力を有する者
- (6) 日本における教育、特に外国語教育に関心があること
- (7) 積極的に子供たちとともに活動することに意欲があること

6 業務履行場所

県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校及び県教委が指定する場所とする。

7 業務履行日時及び業務履行時間

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの課業期間とする。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、休校日及び県教委が指定する日を除く。

(2) 総配置日数は県教委の指定する200日、就業時間は全日制の課程は午前8時から午後4時30分までの間で、定時制の課程は午後1時から午後9時までの間で、それぞれ原則として5時間50分以上とする。休憩は原則45分とする。

(3) 令和7年度業務履行状況（参考）

県立学校 全 日 制	高 等 学 校 全 日 制	高 等 学 校 定 時 制	中 学 校	特 別 支 援 学 校
配置学校数	118校	7校	2校	37校
配置人数及び 年間配置日数	41人 199日（40人分の業務を41人で実施した。）			

8 派遣人員 46名程度

9 派遣学校数 164校程度

10 派遣元（派遣業務事業者）の業務

(1) 配置校へのALTの割振り及び配置校との調整作業

(2) 配置校までの通勤方法等の確認

(3) ALTの服務指導（児童生徒への非違行為の禁止等を含む。）
及び労務管理

(4) ALTが遅刻・欠勤する場合の配置校との調整

(5) 就業時間中（業務のための移動中を含む）の事故への対応

(6) ALTに対する研修の実施

(7) 県教委及び学校、ALTとの連絡・調整

(8) 業務の改善・指導及び必要が生じた場合の講師交替等への対応

(9) ALTに係る配置校からの要望及び苦情等への対応

11 業務履行日時の変更

業務履行日時を変更する場合は、県教委は派遣元と協議・合意の上、業務履行日及び業務履行時間を変更することができる。

12 業務内容の改善

県教委は、派遣元又は派遣されたALTが次の各号に該当するときは、派遣元に改善を要請するとともに、これを執行させることができる。

(1) 本仕様書に記載の業務履行に支障があると認められたとき

(2) 業務の履行状況や勤務態度が不良であると認められたとき

13 業務実施上の注意点

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又は本仕様書に違反してはならない。
- (2) 派遣元及び派遣ALTは、業務を履行するに当たって知りえた秘密を漏らしてはならない。派遣契約が終了した後も、また同様とする。
- (3) 派遣元及び派遣ALTは、派遣先の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ってはならない。

14 損害補償

- (1) 本契約の履行に際し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、派遣元がその責を負う。但し、その発生が県教委側に起因する場合には、この限りではない。
- (2) 派遣元又は派遣ALTが、故意又は過失により業務履行場所等に損害を与えた場合、派遣元はその賠償の責を負う。

15 緊急時の通知等

派遣元は、緊急の事態（事故等）が発生した場合、直ちに電話等により県教委担当者に通知するとともに、業務を円滑に履行するように対処しなければならない。また、遅延なくその状況を、紙面をもって契約担当者に報告しなければならない。

16 契約料

(1) 契約料に含まれるもの

ALTへの報酬、配置先への交通費・日当等の旅費、保険料、研修費その他諸経費及びALT労務管理費などコンサルタント料を含むものとする。

(2) 支払い方法

支払いは月額払いとし、派遣元は県教委による派遣業務の検査を受け、検査に合格した時は、派遣料の請求ができるものとする。

17 実施報告書

派遣元は、別途、外国語指導助手の派遣業務の履行実績について、次の表に掲げる期日までに、県教委に報告しなければならない。

事 項	期 日
4月1日から7月31日までの業務履行実績	8月 7日
8月1日から12月31日までの業務履行実績	1月 8日
1月1日から3月31日までの業務履行実績	4月 9日

18 その他

本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。